

## 東京農業大学校友会栃木県支部規約

### 第1条（名称）

この会は、東京農業大学校友会栃木県支部という。

### 第2条（目的）

この会は、東京農業大学校友会との連携を緊密に図りつつ会員相互の親睦と発展に寄与することを 目的とする。

### 第3条（事務所）

この会の事務所は、幹事長宅におく。

### 第4条（会員）

この会の会員は正会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、東京農業大学を卒業又は修了し、県内に在住する者。
- (2) 賛助会員は、東京農業大学に関係が有り、この会の趣旨に賛同する者で総会の承認を得た者。

### 第5条（分会）

この支部に下記の分会を置く。

栃木県緑友会 東京農業大学栃木県同窓高校教職員会 栃木県庁常磐松会

### 第6条（役員）

この会に、次の役員をおき、役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 若干名(ただし、分会長を兼ねることができる)
- (3) 監事 2名 (4) 幹事長 1名 (5) 常任幹事 若干名 (6) 幹事 若干名

### 第7条（役員の仕事）

- (1) 支部長は、会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故有るときは支部長の職務を代理する。
- (3) 監事は、支部の会計を監査する。
- (4) 幹事長は、幹事を代表し、支部長の命により会務の執行にあたる。
- (5) 常任幹事及び幹事は会務に必要な事項を処理する。
- (6) 常任幹事のうち1名は会計を担当し、支部長が指名する。

## 第8条

この会に、顧問及び相談役をおくことができる。

## 第9条（会議）

この会議は、総会及び常任幹事会、役員会とする。

- (1) 総会は、毎年7月に開催する。ただし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- (2) 常任幹事会（支部長、副支部長、幹事長、常任幹事、監事）、及び役員会（支部長、副支部長、幹事長、常任幹事、監事、幹事）は、必要に応じこれを開催する。
- (3) 会議の議事は、出席会員の過半数で議決する。

## 第10条（会費及び会計）

この会の経費は、会費及び寄付金その他をもってあてる。

- (1) 会費は、終身会費 2、000円とする。
- (2) 必要に応じ、通信連絡会費を集めることができる。

## 第11条

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付則

- この規約は、昭和42年12月9日から施行する。
- この規約は、平成7年12月3日から改正し施行する。
- この規約は、平成16年8月28日から改正し施行する。
- この規約は、平成18年5月27日から改正し施行する。
- この規約は、平成28年7月31日から改正し施行する。